

「令和7年度 輸入食品監視指導計画（案）」への意見

2025年2月17日

全大阪消費者団体連絡会

（意見1）検査総数の割合を10%台へ引き上げる計画とすること

（理由）輸入届出件数が2012年度218万件から2020年度以降には240万件程度に増加しているのに対し、2020年度以降の検査総数は2012年度よりも約2万件少ない20万件前後で推移している。検査総数の割合は、2012年度10.2%の後は、2013年度9.2%から2023年度8.5%まで、一桁台が続いている。より安全な輸入食品の流通、消費者の安心を実現するため、検査総数の割合を10%台に引き上げる計画とすることを求める。

その際、2021年度から10万件で固定されているモニタリング検査計画数について、より高い確率で違反品目を発見できるように検査計画数を増やすことを求める。少なくとも、令和6年度より多い計画数が設定されている項目の増加件数（合計4,310件）を維持しつつ、件数が減らされている項目については令和6年度の件数に戻すことを求める。

（意見2）食品監視員を増員し、監視指導に必要な事項を本計画に記載すること。

（理由）検疫所の食品監視員数が2023（令和5）年度は422人で、2018（平成30）年度の420人からほとんど増えていない。輸入食品の増加及び検査計画数の引き上げに対応できるよう、検疫検査を担う食品監視員の計画的な増員を求める。

また、昨年の意見への回答に「検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努める」とある。このうち、食品衛生監視員の資質向上については本計画案P15「(6) その他監視指導のために必要な事項」の①に記載があるが、適切な人員配置、検査機器の整備等についての記載が見当たらないので、具体的な記載を求める。

（意見3）「錠剤、カプセル剤等食品」への徹底した監視指導を

いわゆる「健康食品」の「錠剤、カプセル剤等食品」に係るガイドラインに基づく指導が新たに記載された。「錠剤、カプセル剤等食品」については成分の培養、濃縮、抽出等の工程があり、また過剰摂取もしやすい形状であることから健康被害を生じさせない対策の重要性が指摘されており、輸入食品においても監視指導を徹底し、被害を生じさせないことを求める。

以上